

東日本大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直し

※「防災対策推進検討会議」中間報告（H24.3.7決定）において今後の検討の方向性が示された主なもの。今後、最終報告（H24夏頃予定）に向けて、論点が追加される場合があり得る。

◇災害から生命を守るために

- ・物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「プッシュ型」の構築、民間との連携に留意

◇被災地を支える体制づくり

- ・大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化や、そのための受援計画の明確化
- ・都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立
- ・市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討

◇ニーズに応じた避難所運営

- ・避難所の位置付けの明確化

◇スピード感、安心感がある被災者支援

- ・体系的な被災者支援制度への見直し検討

◇復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み

- ・復興の枠組み検討と震災時の特別対策で有効なものは直ちに発動できる方策の確立

◇大災害を生き抜くための日頃からの備え

- ・ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」等の明確化検討
- ・様々な組織・機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
- ・多様な主体（国・地方・民間事業者・ボランティア・自治組織等）の連携共同による社会の総力を挙げた対策強化

今国会に提出

- ・右記以外で緊急に措置を要するもの

(1)大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ・国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
- ・地方公共団体間における応援業務に係る都道府県・国による調整規定の新設、対象業務の拡大
- ・地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進

(2)大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ・救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
- ・市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する都道府県・国による調整規定の創設

(3)教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ・教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識向上
- ・地域防災計画の策定への多様な主体の参画

(4)その他

- ・国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

次の国会以降

- ・国民の権利義務に関連するもの
- ・費用負担も含めた国の役割のあり方 など

○減災等の理念の明確化と多様な主体の参画による防災意識の向上

○自然災害による国家的な緊急事態への対応のあり方

○被災者支援の充実

○復興の枠組みの整備

○避難の概念の明確化

○その他、災害対策法制全体の見直し

改 正 案	現 行
目次 (略) 第二章 防災に関する組織 (略) 第二節 地方防災会議（第十四条― <u>第二十三条の二</u> ） (略) 第四章 災害予防（ <u>第四十六条―第四十九条の二</u> ） 第五章 災害応急対策 (略) 第三節 事前措置及び避難（第五十八条―第六十一条） 第四節 応急措置等（ <u>第六十二条―第八十六条</u> ） 第五節 広域一時滞在（ <u>第八十六条の二―第八十六条の六</u> ） 第六節 物資等の供給及び運送（ <u>第八十六条の七―第八十六条の九</u> ） 第六章 災害復旧（第八十七条―第九十条） (略) (市町村の責務)	目次 (略) 第二章 防災に関する組織 (略) 第二節 地方防災会議（第十四条― <u>第二十三条</u> ） (略) 第四章 災害予防（ <u>第四十六条―第四十九条</u> ） 第五章 災害応急対策 (略) 第三節 事前措置及び避難（第五十八条―第六十一条） 第四節 応急措置（ <u>第六十二条―第八十六条</u> ） (新設) (新設) 第六章 災害復旧（第八十七条―第九十条） (略) (市町村の責務)

第五条 (略) 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び <u>第十五条第五項第八号</u> において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有する <u>全て</u> の機能を十分に発揮するように努めなければならない。 3 (略) (住民等の責務) 第七条 (略) 2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により、防災に寄与するように努めなければならない。 (施策における防災上の配慮等) 第八条 (略) 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。 一〇十一 (略) 十二 地方公共団体の相互応援及び <u>第八十六条の二</u> 第一項に規定する <u>広域一時滞在</u> に関する協定の締結に関する事項	第五条 (略) 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有する <u>すべて</u> の機能を十分に発揮するように努めなければならない。 3 (略) (住民等の責務) 第七条 (略) 2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。 (施策における防災上の配慮等) 第八条 (略) 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。 一〇十一 (略) 十二 地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項
--	--

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項 十四～十八 (略)	十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項 十四～十八 (略)
3 (略) (中央防災会議の設置及び所掌事務) 第十一条 (略)	3 (略) (中央防災会議の設置及び所掌事務) 第十一条 (略)
2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) (削除)	2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進すること。 三～七 (略)
二～六 (略) 3 前項第四号の防災担当大臣の諮問に応じて中央防災会議が行う答申は、当該諮問事項に係る事務を掌理する防災担当大臣に対し行うものとし、当該防災担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。	3 前項第五号の防災担当大臣の諮問に応じて中央防災会議が行う答申は、当該諮問事項に係る事務を掌理する防災担当大臣に対し行うものとし、当該防災担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。
4 (略) (関係行政機関等に対する協力要求等) 第十三条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、	4 (略) (関係行政機関等に対する協力要求等) 第十三条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、

意見の表明その他必要な協力を求めることができる。	意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
2 (略) (都道府県防災会議の設置及び所掌事務) 第十四条 (略)	2 (略) (都道府県防災会議の設置及び所掌事務) 第十四条 (略)
2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略)	2 都道府県防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 (略)
二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。	二 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 (新設)
三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。	三 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。 (削除)	四 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
五 (略) (都道府県防災会議の組織) 第十五条 (略)	五 (略) (都道府県防災会議の組織) 第十五条 (略)
2～4 (略) 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。	2～4 (略) 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一〇六（略）	七 当該都道府県の地域において業務を行 ^う 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
八	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
六〇八（略）	
（市町村防災会議）	
第十六条	市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。
二〇六（略）	
（関係行政機関等に対する協力要求）	
第二十一条	都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
（都道府県災害対策本部）	

一〇六（略）	七 当該都道府県の地域において業務を行 ^な う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
（新設）	
六〇八（略）	
（市町村防災会議）	
第十六条	市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。
二〇六（略）	
（関係行政機関等に対する協力要求）	
第二十一条	都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
（災害対策本部）	

一〇六（略）	七 当該都道府県の地域において業務を行 ^な う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
（新設）	
六〇八（略）	
（市町村防災会議）	
第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。	
二〇六（略）	
（関係行政機関等に対する協力要求）	
第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。	
（災害対策本部）	

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。	第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。
2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。	2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。
3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。	3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。
4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。	4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。
三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。	5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。
5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。	

6	都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
7	都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
8	前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。	
2	市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
3	市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の
6	都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
7	前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。
(新設)	

市町村長が任命する。	
4	市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。	
二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。	
5	市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
6	市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
7	前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
8	前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
(非常災害対策本部の所掌事務)	
第二十六条 非常災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。	
(非常災害対策本部の所掌事務)	
第二十六条 非常災害対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	

一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関する こと。 二 (略) 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。 四・五 (略) (非常災害対策本部長の権限) 第二十八条 (略) 2 (略) 3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。 4 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。 5 (略) (緊急災害対策本部の所掌事務) 第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。	(新設) 一 (略) 二 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。 三・四 (略) (非常災害対策本部長の権限) 第二十八条 (略) 2 (略) (新設) 3 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前二項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。 4 (略) (緊急災害対策本部の所掌事務) 第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
---	---

一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関する こと。 二 (略) 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。 四 (略) 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務 (緊急災害対策本部長の権限) 第二十八条の六 (略) 2 (略) 3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。 4 緊急災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。 5 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限(第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を緊急災害現地対策本部長に	(新設) 一 (略) 二 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。 三 (略) 四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務 (緊急災害対策本部長の権限) 第二十八条の六 (略) 2 (略) (新設) 3 緊急災害対策本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。 4 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項又は第二項の規定による権限(同項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を緊急災害現地対策本部長に委任す
---	---

委任することができる。	
6 (略)	
(都道府県地域防災計画)	
第四十条 (略)	
2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。	
一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「管轄指定地方行政機関等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱	
二・三 (略)	
3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。	
4・5 (略)	
(市町村地域防災計画)	
第四十二条 (略)	
2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるもの	
ることができる。	
5 (略)	
(都道府県地域防災計画)	
第四十条 (略)	
2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。	
一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱	
二・三 (略)	
(新設)	
3 4 (略)	
(市町村地域防災計画)	
第四十二条 (略)	
2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるもの	

とする。	
一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱	
二・三 (略)	
3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。	
4 6 (略)	
(都道府県相互間地域防災計画)	
第四十三条 (略)	
2 (略)	
3 第四十条第三項から第五項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。	
(市町村相互間地域防災計画)	
第四十四条 (略)	
2 (略)	
3 第四十二条第三項から第五項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災	

とする。	
一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱	
二・三 (略)	
(新設)	
3 5 (略)	
(都道府県相互間地域防災計画)	
第四十三条 (略)	
2 (略)	
3 第四十条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の協議会が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正した場合について準用する。	
(市町村相互間地域防災計画)	
第四十四条 (略)	
2 (略)	
3 第四十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により市町村防災会議の協議会が、市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正した	

会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（災害予防及びその実施責任）

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

一 （略）

二 防災に関する教育及び訓練に関する事項

三・四 （略）

五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

六 （略）

2 （略）

（防災教育の実施）

第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行うときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（円滑な相互応援の実施のために必要な措置）

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところに

場合について準用する。

（災害予防及びその実施責任）

第四十六条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

一 （略）

二 防災に関する訓練に関する事項

三・四 （略）

（新設）

五 （略）

2 （略）

（新設）

より、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（情報の収集及び伝達等）

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この条及び第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。

3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

（被害状況等の報告）

第五十三条 （略）

2 5 （略）

（情報の収集及び伝達）

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

（新設）

（新設）

（被害状況等の報告）

第五十三条 （略）

2 5 （略）

6| 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

7| (略)

第四節 応急措置等

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又

(新設)

6| (略)

第四節 応急措置

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(削除)

(都道府県知事の指示等)

第七十二条 (略)

2| 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策(応急措置を除く。以下この項において同じ。)が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3| 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会

2| 前条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(都道府県知事の指示)

第七十二条 (略)

(新設)

2| 前項の規定による都道府県知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管

の管理の下にその職権を行なうものとする。

（内閣総理大臣による応援の要求等）

第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は当該災害が発生した市町村の市町村長（以下この条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めるよう求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 内閣総理大臣は、災害が発生した場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

理の下にその職権を行なうものとする。

（新設）

生市町村長を応援することができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

第五節 広域一時滞在

（広域一時滞在の協議等）

第八十六条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災した住民（以下「被災住民」という。）の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、

（新設）

（新設）

当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができ。

2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設その他の施設（次項及び次条において「公共施設等」という。）を提供しなければならない。

4 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がな

くなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域一時滞在の協議等）

第八十六条の三 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における

一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないこ

（新設）

とについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供しなければならない。

6 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

11 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協

議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。

14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行）

第八十六条の四 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の二第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

（新設）

3| 第一項の規定による都道府県知事の代行に關し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県外広域一時滞在の協議等の特例）

第八十六条の五 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の三第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第八十六条の五前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替へて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の五後段の規定により読み替へて適用する第十一項」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

（新設）

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）

第八十六条の六 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の二第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

（新設）

2| 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の三第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

第六節 物資等の供給及び運送

（新設）

（物資又は資材の供給の要請等）

第八十六条の七 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村

（新設）

の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

2| 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町

村長が災害応急対策を実施するに当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。	
（備蓄物資等の供給に関する相互協力） 第八十六条の八 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。	（新設）
（災害応急対策必要物資の運送） 第八十六条の九 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。	（新設）

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。	
（他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担） 第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。 2 （略）	（他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担） 第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。 2 （略）

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令案及び 災害対策基本法施行規則の一部を改正する府令案について

平成24年6月
内閣府（防災）

1. 背景

災害対策基本法の一部を改正する法律案が、平成24年5月18日に閣議決定され、第180回国会（常会）に提出されたことに伴い、新たに政令及び内閣府令に委任されることとなる事項を定めるため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）災害対策基本法施行令関係

- ① 法第86条の4第3項の規定による都道府県知事の代行（市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、都道府県知事は、広域一時滞在に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって実施しなければならない。）に関し必要な事項は次の通りとする。
 - 市町村が大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに代行に係る事務を市町村長に引き継がなければならない。
 - 事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を市町村長に通知しなければならない。
- ② その他形式的な事項を定める。

（2）災害対策基本法施行規則関係

- ① 法第86条の2第4項の内閣府令で定める者（広域一時滞在に関し、協議先市町村長は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、その内容を内閣府令で定める者に通知しなければならない。）は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を管理する者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議先市町村長が必要と認める者とする。
- ② 法第86条の2第6項の内閣府令で定める者（広域一時滞在に関し、協議元市町村長は、通知を受けたときは、その内容を公示し、内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。）は、被災市町村にお

いて現に被災住民を受け入れている公共施設等を管理する者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

- ③ 法第 86 条の 3 第 6 項の内閣府令で定める者（都道府県外広域一時滞在に関し、都道府県外協議元市町村長は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、その内容を内閣府令で定める者に通知しなければならない。）は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を管理する者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他都道府県外協議元市町村長が必要と認める者とする。
- ④ 法第 86 条の 3 第 10 項の内閣府令で定める者（都道府県外広域一時滞在に関し、都道府県外協議元市町村長は、通知を受けたときは、その内容を公示し、内閣府令で定める者に通知しなければならない。）は、被災市町村において現に被災住民を受け入れている公共施設等を管理する者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他都道府県外協議元市町村長が必要と認める者とする。
- ⑤ 法第 86 条の 5 後段の規定により読み替えて適用する法第 86 条の 3 第 9 項の内閣府令で定める者（市町村長からの要求がない場合に都道府県知事が行う都道府県外広域一時滞在の協議等に関し、協議元都道府県知事は、通知を受けたときは、その内容を公示し、内閣府令で定める者に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。）は、被災市町村の市町村長、被災市町村において現に被災住民を受け入れている公共施設等を管理する者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。
- ⑥ その他形式的な事項を定める。

3. スケジュール

公布・施行：災害対策基本法の一部を改正する法律の公布の日